

生衛いばらき WEB版 第58号

令和8年6月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

茨城県生活衛生営業指導センター 理事会及び評議員会が開催されました

当センターの理事会及び評議員会が次のとおり開催されました。

【定時理事会】

日時 令和8年6月9日(火) 14時30分～

場所 茨城県三の丸庁舎 3階会議室B

- 議案
- ・ 令和7年度事業報告の承認について
 - ・ 令和7年度収支決算の承認について
 - ・ 常勤役員及び職員の給与及び旅費に関する規定の一部改正について
 - ・ 定款変更について
 - ・ 理事候補者及び監事候補者の推薦について
 - ・ 評議員会の招集について

※議案は全て承認

【評議員会】

日時 令和8年6月24日(水) 14時30分～

場所 茨城県三の丸庁舎 3階会議室B

- 議案
- ・ 令和7年度収支決算の承認について
 - ・ 評議員の選任について
 - ・ 常勤役員及び職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正について
 - ・ 定款変更について
 - ・ 理事及び監事の選任について

※議案は全て承認

茨城県生活衛生指導センター令和7年度実施事業(概要)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

生活衛生業を取り巻く状況は、原材料費等の物価高騰、経営者の高齢化、後継者不足、生活衛生同業組合員数の減少など、一層厳しさを増しています。

当センターでは、生活衛生業界の振興及び消費者の利益擁護の観点から、行政機関をはじめ、関係機関と連携しながら、次のとおり各種事業を実施しました。

また、生活衛生同業組合未加入者の加入促進にも努めました。

令和7年度事業概要

(1) 生衛業者、消費者等からの相談・指導対応等事業

当センターに衛生管理、経理、融資等に関する専門的な知識を有する生活衛生経営指導員3名及び事務職員1名を配置し、常設の相談窓口で来訪及び電話等による生衛事業者からの相談及び消費者からの苦情対応のほか、相談者の利便性を図るため、店舗等の個別巡回訪問や地区相談を実施しました。

①生衛業の経営に関する相談等

- ・窓口相談件数：138件
- ・巡回相談件数：568件
- ・地区生活衛生営業相談件数：11件
- ・税理士による税務相談件数：3件
- ・日本政策金融公庫「一般貸付」
推薦書交付件数：40件



②生衛業における感染症予防対策等衛生に関する相談等

- ・指導助言件数：140件
- ・全国指導センターが実施した「令和7年度衛生水準の確保・向上事業」への協力 等

③消費者懇談会

- ・消費者団体代表者、生衛組合の役員等(令和7年度は理容)を招いた消費者懇談会の開催
(令和7年10月28日)

④経営特別相談員研修会

- ・経営特別相談員の資質の向上を目的とした経営特別相談員研修会の開催

第1回：令和7年7月15日(火)

ホテルレイクビュー水戸

参加者数34名

第2回：令和8年2月17日(火)

ホテル・ザ・ウエストヒルズ

参加者数46名



(2) 後継者育成支援事業

中学生に生衛業の魅力、やりがい等を感じてもらい、就労促進につなげるため、中学校に講師を派遣し出前授業を実施しました。

実施校数：19校
(1,714名)



(3) 研修・講習会等事業

生衛業者等を対象に、必要な知識や情報を習得してもらうことを目的とした経営セミナーを開催したほか、クリーニング師研修会及びクリーニング従事者講習会を実施し、同時に感染予防への働きかけも行いました。

①経営セミナー

・令和8年2月17日(火) ホテル・ザ・ウェストヒルズ・水戸 参加者数46名
(特相員研修会と兼ねて実施)



②クリーニング師研修会及びクリーニング従事者講習会

【クリーニング師研修会】

令和7年8月21日(木)	鹿嶋勤労文化会館	参加者数16名
令和7年8月27日(水)	県西生涯学習センター	参加者数30名
令和7年9月2日(火)	霞ヶ浦環境科学センター	参加者数31名
令和7年9月7日(木)	県立健康プラザ	参加者数36名



【クリーニング従事者講習会】

令和7年11月18日(火)	霞ヶ浦環境科学センター	参加者数43名
令和7年12月2日(火)	県立健康プラザ	参加者数35名

(4) 標準営業約款登録普及促進事業

厚生労働省の定める標準営業約款に従って営業を行おうとする者の募集、調査、審査及び登録の事務を行うとともに、生衛業者及び消費者に対し指導センターのホームページ、市町村広報誌、講習会によるPRなどにより本制度の周知と普及に努めました。

〈登録数(令和7年度末現在)〉

理容業	521件
美容業	255件
クリーニング業	21件
麺類業	1件



(5) 情報の収集及び提供事業

広く生衛業に関する情報を発信するため、当センターのホームページ及び広報誌「生衛いばらき（年1回発行、その他web版は6回掲載）」を通じて、相談・指導等事業や研修・講習会の案内、標準営業約款制度の周知、生衛業界の動向などの情報を提供しました。

広報誌発行部数 4,000部

(6) 事業承継推進

生衛業者の高齢化に伴う後継者問題に対応するべく、事業承継の推進を図るため、令和5年に締結した日本政策金融公庫との事業承継に関する覚書に加え、令和6年4月1日付けで茨城県事業承継・引継ぎ支援センターの茨城県事業承継ネットワーク構成機関に加わり、事業承継の推進を図りました。

(7) 生衛業景気動向等調査事業（日本政策金融公庫関係）

70件を対象に4回実施

(8) 生衛業経営状況調査（厚生労働省関係）

70件を対象に4回実施

茨城県生活衛生営業指導センター役員が新たに選任されました

改正公益認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）により、外部理事及び外部監事各1名以上の設置が公益認定基準として義務化されたことに伴い、令和8年6月24日付けで、次の役員が新たに選任されました。

【理事】

福岡 和樹（株）日本政策金融公庫 水戸支店長兼国民生活事業統轄）

【監事】

鈴木 修（鈴木 修 税理士事務所）

茨城県生活衛生営業指導センター評議員が選任されました

評議員1名の辞任に伴い、令和8年6月24日付けで次の評議員が新たに選任されました。

【評議員】

鈴木 辰宗（（株）日本政策金融公庫 水戸支店 融資第一課長）

令和８年度クリーニング師研修の日程が決まりました

実際にクリーニング業務に従事しているクリーニング師は、業務従事開始後１年以内に、その後は３年に一度、繊維やクリーニング、関係法令などに関する最新の知識を習得し、技術を研鑽するためのクリーニング師研修を受講することがクリーニング業法によって義務付けられています。

令和８年度クリーニング師研修の日程等が次のとおり決定しました。

受講を希望される方は、茨城県生活衛生営業指導センター（TEL029-225-6603）までご連絡ください。なお、本年度受講対象となっているクリーニング師の方には個別にご案内いたします。

なお、本年度よりオンライン型受講も選択できるようになりました。

１ 日時及び会場

開催年月日	会場名
令和８年８月２０日（木）	県西生涯学習センター（筑西市）
令和８年８月２８日（金）	霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）
令和８年９月２日（水）	県立健康プラザ（水戸市）

※いずれも午後１時～５時の予定です。

２ 研修科目

- （１）洗濯物の受取、保管及び引渡し
- （２）洗濯物の処理
- （３）繊維及び繊維製品
- （４）衛生法規及び公衆衛生



３ 対象者

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師の方
（業務従事開始後１年以内又は研修受講終了後３年を超えない期間ごと）

４ 申込方法

本年度受講対象となる方にはあらかじめ通知書を発送致しますので、所定の申込用紙で各会場の開催日１０日前までに当センターへ郵送またはＦＡＸにてお申込みください。

申込先：茨城県生活衛生営業指導センター 〒310-0011 水戸市三の丸１－５－３８ 茨城県三の丸庁舎 TEL ０２９－２２５－６６０３ FAX ０２９－２２５－６６３８
--

５ 受講料 ５,０００円（当日会場に持参してください。）

※ 受講を修了した方に対しては、所定の修了証書を交付するとともに、管轄の保健所に受講済みの報告をします。

本年度よりオンライン型受講が開始され、従来の対面型受講とオンライン型受講のいずれかを選択できるようになりました。

クリーニング師研修・業務従事者講習 オンライン型受講の申し込み開始

自宅や
勤務先で

24時間
受講可能に！

スキマ時間
に学べます

令和8年5月よりクリーニング師研修・業務従事者講習のオンライン型受講を開始いたします。自宅や勤務先でPCやスマートフォンから受講が可能となり、申込から修了証発行まですべてオンラインで完結いたします。

クリーニング師研修・業務従事者講習は
クリーニング業法で定められた法定研修・講習です



クリーニング師研修

受講料¥5,000

業務従事者講習

受講料¥4,500

特別管理産業廃棄物
管理責任者講習

受講料¥3,000

※クリーニング師研修とセット
受講料¥8,000

オンライン受講の詳細/お申込は下記QRコードより



コチラから

お問い合わせ eラーニングサポートセンター

✉ support-seiei-cl@gakkenlx.co.jp



03-6635-1607

平日(月～金) 10:00～17:00
土日祝日・年末年始休業

<https://seiei-cl.jp/>

公益財団法人
全国生活衛生営業指導センター

地区経営相談室のご案内

当生衛センターでは、日本政策金融公庫土浦支店のご協力により生衛業者の皆様が次のような相談を身近で行えるよう利便性を考慮し、**地区経営相談室**を開設しております。

ご相談は**無料**です。内容は他に漏らしません。

安心してお気軽にご相談ください。



○相談日時及び場所

1 日時 令和8年4月～令和9年3月

原則 毎月第2火曜日

10時00分～15時00分

事前予約制 お申込は当センター又は日本政策金融公庫土浦支店

2 場所 日本政策金融公庫 土浦支店 相談ブース

住所 土浦市中央1-1-26 多摩川土浦ビル3階

TEL 029-822-4141

○相談内容

- ・融資相談
- ・経営及び税務相談
- ・衛生管理の相談
- ・業界の情報提供
- ・標準営業約款（Sマーク）
- ・最低賃金と福利厚生

○対象業種（生衛業）

- ・美容業
- ・理容業
- ・クリーニング業
- ・ホテル旅館業
- ・興行
- ・食肉販売業
- ・飲食店営業（麺類、すし、中華料理、料理飲食等）等

◆ なお、当センターは、生衛業者の皆様のお店の経営の健全化及び振興、衛生水準の維持向上を図るため、「**経営相談室**」を下記の当センター事務所内に常設し、経営指導員が相談を受けています。

どなたでもご来訪又は電話、メール等でお気軽にご相談ください。

- 受付時間**：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
（但し、土日・祝日及び年末年始を除く）

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029(225)6603

FAX 029(225)6638

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

地区生衛相談室のご案内

当生衛センターでは、生活衛生関係営業経営支援対策事業として、経営に係る個別相談を実施しています。各種支援施策の手続きや経営全般に関する個別相談を、中小企業診断士、税理士等の専門家が無料で行います。

詳しくは次のチラシをご覧ください。お気軽にご相談を！！

私が使える
補助金・助成金は
ありますか？

そろそろ
デジタル化
してみようかな

そろそろ
後継ぎ
考えなくちゃ...

生活衛生業の皆様へ

「今困っていること」を専門家に相談してみませんか!!

無料
実施期間
令和8年
12月末まで

運転資金・設備資金が
必要だけど、
どうしたらいいの？

商売が上手く
いかない
どうしたら
いいの

支援施策の手続きや
経営全般に関する
個別相談を
中小企業診断士、
税理士等の専門家が
無料で行います。

令和7年度補正
生活衛生関係
営業経営支援
事業

問合せ先

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3 階
TEL.029-225-6603 FAX.029-225-6638
営業時間 / 9:00~17:00 (平日のみ) 担当者 / 白岩 萩原
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

生活衛生関係営業経営支援対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ				
店 舗 名				
代 表 者 名				
住 所	〒			
担 当 者 名	役 職		フリガナ 氏 名	
連 絡 先	T E L		F A X	
	E-mail			
業 種				
相 談 項 目	☐ 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 ☐ 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 ☐ デジタル化対応に関する相談・指導 ☐ 税制活用に関する相談・指導 ☐ 社会保険、労働保険等人事労務に関する相談・指導 ☐ 事業承継に関する相談 ☐ 経営に関する相談・指導			
相 談 内 容				
加入生衛組合 組 合 名 (該当項目に印)	☐ 理 容 ☐ 美 容 ☐ 興 行 ☐ クリーニング ☐ ホテル旅館 ☐ 麺 類 ☐ 食 肉 ☐ す し ☐ 中華料理 ☐ 料理飲食 ☐ 加 入 な し			

生衛業の経営課題解決セミナーを開始しました

令和8年6月16日（火） トモスミと3階セミナールームにおいて日本政策金融公庫水戸支店、日立支店主催、水戸信用金庫、当指導センター共催の経営課題解決セミナーを開催しました。



講師にはフォトパートナーズ株式会社代表取締役で中小企業診断士・MBAカメラマンの石田紀彦（いしだのりひこ）氏をお迎えして「スマホでOK！写真を使った集客UP&売上UP支援講座」と題して講演をいただきました。

写真を撮影する目的を明確にすることがまず第一であり、そのうえで「誰に」「何を」「どのように」伝えたいのかを明確にして、どのような写真を撮るか決めることが必要である。その際、写真にはストーリー性を持たせることが重要。

消費者行動モデル（A＝注意、I＝関心、D＝欲求、A＝購買行動）の中で写真の役割はA、I、Dの3つ。

この3つを達成するための写真の撮り方をデモンストレーションを交え丁寧に教えていただきました。

すぐに使える方法で大変役に立つお話でした。



組合員のみなさまを応援しています！

従業員を増やしたい！

お店を宣伝したい！

お店の設備を更新したい！

経営の安定化に向けてご利用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」 とは？

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)
利率(注)	特別利率F
担保・保証人	不要(法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報〔国民生活事業主要利率一覧表〕からご確認いただけます。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業



お問い合わせ先

水戸支店（水戸市南町 3-3-55）
TEL：0570-009857

土浦支店（土浦市中央 1-1-26 多摩川土浦ビル）
TEL：0570-012646

日立支店（日立市幸町 2-1-48 秋山ビル）
TEL：0570-012777

ご存知ですか？ 日本公庫の「生活衛生改善貸付」

「お店の設備を更新したい」、「従業員を増やしたい」、「お店を宣伝したい」などの経営改善を行う際に、ご利用いただける融資制度「生活衛生改善貸付（衛経）」をご紹介します!!

Q1

どんな融資制度ですか？



A

主な特徴は以下のとおりです。

- **無担保・無保証人の融資制度**で、法人の代表者保証も不要です。
- **返済期間に関わらず、利率は一定**です。
- **従業員が 5 人（旅館業および興行場営業は 20 人）以下の生活衛生関係営業者の方**にご利用いただけます。



Q2

どのような使いみちで利用できますか？



A

事業（お店の営業）に必要な設備資金や運転資金にご利用いただけます。

（ご利用例）

飲食店	厨房機器の更新資金（設備資金）	300 万円
旅館	外壁の塗装工事費用（設備資金）	700 万円
美容室	従業員を新たに雇用するための資金（運転資金）	100 万円
クリーニング店	チラシの作成等広告費（運転資金）	50 万円



Q3

利用したいときは、誰に相談すればいいですか？



A

ご加入されている生活衛生同業組合、もしくは生活衛生営業指導センター、最寄りの日本公庫の支店へお気軽にご相談ください。

※ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

※最寄りの日本公庫の支店（問い合わせ先）は裏面に記載しています。

